

第 7 回会議での協議部分についての条文（案）

（住民投票の請求及び発議）

- 第●条 年齢満 18 歳以上の住民は、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができます。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければなりません。
- 3 議会は、議員の定数の 12 分の 1 以上の者の賛成を得て、住民投票の実施を議員提案された場合においては、その可否を議決しなければなりません。
- 4 市長は、前 2 項の場合において、議会が出席議員の過半数の賛成により可決したときは、住民投票を実施しなければなりません。
- 5 市長は、第 1 項の請求に係る署名者数が年齢満 18 歳以上の住民総数の 4 分の 1 を超えたときは、第 2 項の規定によることなく、住民投票を実施しなければなりません。
- 6 市長は、自ら住民投票を発議することができます。

（住民投票の形式）

- 第●条 第●条に規定する住民請求、議会請求又は市長発議による住民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものとして請求又は発議されたものでなければなりません。

（投票結果の尊重）

- 第●条 議会及び市長は、投票資格者に占める有効投票総数の割合を考慮した上で、住民投票の結果を尊重しなければなりません。